

番 号 : 131400
 国 名 : 欧州地域
 担当部署 : 中東・欧州部欧州課
 案件名 : 円借款事業実施促進支援業務【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 円借款事業実施促進支援業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務 (有償勘定技術支援)

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年4月上旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 25M/M、現地 6. 00M/M、合計 7. 25M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次現地派遣	国内作業	第2次現地派遣	国内作業	第3次現地派遣	国内作業	第4次現地派遣	帰国後整理期間
7日	40日	5日	50日	4日	55日	4日	35日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月5日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、
 または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出
 ※2013年10月2日以降の公示案件 (業務実施契約単独型のみ) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ) をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 18点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	円借款実施促進に係る各種業務
対象国/類似地域	欧州地域/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

我が国は西バルカン地域に対して「市場経済化」「環境保全」「平和の定着」を主な重点分野

として支援を行っている。現在、JICAバルカン事務所（セルビア国ベオグラード）が管轄する同地域における円借款の既往案件は、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ（以下「ボスニア」）、アルバニアに各1案件である。

バルカン事務所は実施機関やコンサルタントを通じ案件進捗状況のモニタリングや実施促進のための調査実施等により案件進捗の促進に努めているが、既往案件の少なさから実施機関等が円借款案件関連業務に十分習熟しておらず、各国における各種承認手続きが煩雑であることもあり、案件の進捗は各国とも遅れ気味になっている。また、セルビア以外の国にはJICA事務所がないため、実施機関との交渉や支援・指導には限界がある。

さらに、フランス事務所が管轄するモルドバについても、初の円借款案件の円滑な実施のため実施機関への支援が必要な状況にある。

かかる状況を踏まえ、欧州地域のこれら諸国を対象に、実施中案件の実施促進にかかる情報収集及び借入人・実施機関に対する支援・指導を行うことにより、円借款業務の円滑な実施、相手国側関係機関の能力向上を図るものである。

また、対象となる実施中の円借款案件は、以下のとおり。なお、対象案件を変更する場合は中東・欧州部が別途指示する。

- ・セルビア：ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業
- ・ボスニア：ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設事業
- ・アルバニア：ティラナ首都圏下水道整備事業
- ・モルドバ：医療サービス改善事業

7. 業務の内容

本専門家は、円借款事業の仕組み及び手続きを十分把握の上、JICA中東・欧州部、JICAバルカン事務所及びJICAフランス事務所（以下「JICA在外事務所」）との連携により対象案件の実施促進に係る情報収集及び実施促進を行う。

具体的業務内容は以下のとおりとする。

（1）国内準備期間（2014年4月中旬～4月下旬）

- ① JICA中東・欧州部と協議を行い、本専門家派遣の目的・趣旨、活動方針等を確認する。
- ② 各円借款事業の実施機関、貸付実行方式、進捗状況を確認する。
- ③ JICA在外事務所と連絡を取り、現地での日程の確認を行う。
- ④ ワークプランを作成しJICA中東・欧州部に提出する。

（2）第1次現地派遣期間（2014年5月中旬～6月中旬）

派遣予定国：セルビア、ボスニア、アルバニア、モルドバ

- ① JICA在外事務所と各事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
- ② 実施機関等と打合せを行い、各事業に係る現場ベースでの進捗状況の確認を行う。
- ③ 事業毎に実施促進に係る問題点の整理等を行う。
- ④ 実施機関等に対し、各事業の進捗に応じて以下の事項を含む円借款の制度・手続きに係る情報収集・助言を行う。
 - (ア) 資機材・役務の調達手続き
 - (イ) 貸付実行手続き
 - (ウ) プロGRESSレポートの適切な作成方法
- ⑤ 第1次現地派遣結果をJICA在外事務所へ報告する。

（3）国内作業期間（2013年7月上旬～7月中旬）

- ① 第1次現地派遣結果をJICA中東・欧州部へ報告する。
- ② 第1次現地派遣結果に基づき、各事業に関連する資料等の情報収集を行う。
- ③ JICA在外事務所と連絡を取り、現地での日程の確認を行う。

- (4) 第2次現地派遣期間(2012年7月下旬～9月中旬)
派遣予定国：セルビア、ボスニア、アルバニア
- ① JICA在外事務所と各事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
 - ② 第1次現地派遣で入手した情報を更新しつつ既往円借款案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
 - ③ 第2次現地派遣結果をJICA在外事務所へ報告する。
- (5) 国内作業期間(2013年9月中旬～9月下旬)
- ① 第2次現地派遣結果をJICA中東・欧州部へ報告する。
 - ② 第2次現地派遣結果に基づき、各事業に関連する資料等の情報収集を行う。
 - ③ JICA在外事務所と連絡を取り、現地での日程の確認を行う。
- (6) 第3次現地派遣期間(2013年10月上旬～12月中旬)
派遣予定国：セルビア、ボスニア、アルバニア
- ① JICA在外事務所と各事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
 - ② 第2次現地派遣で入手した情報を更新しつつ既往円借款案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
 - ③ 第3次現地派遣結果をJICA在外事務所へ報告する。
- (7) 第3次国内作業期間(2013年12月下旬)
- ① 第3次現地派遣結果をJICA中東・欧州部へ報告する。
 - ② 上記派遣結果に基づき、各事業に関連する資料等の情報収集を行う。
 - ③ JICA在外事務所と連絡を取り、現地での日程の確認を行う。
- (8) 第4次現地派遣期間(2015年1月下旬～3月上旬)
派遣予定国：セルビア、ボスニア、アルバニア、モルドバ
- ① JICA在外事務所と各事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
 - ② 第3次現地派遣で入手した情報を更新しつつ既往円借款案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
 - ③ 第4次現地派遣結果をJICA在外事務所へ報告する。
- (9) 帰国後整理期間(2015年3月中旬)
- ① 第4次現地派遣結果をJICA中東・欧州部へ報告する。
 - ② 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(4) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(第1回現地派遣前)(和文2部)
- (2) 業務従事月報(毎月)(和文1部)
- (3) 現地業務結果報告書(和文2部)
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
- (4) 専門家業務完了報告書(和文2部)
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

④残された課題

⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については成田（日本）ーベオグラード（セルビア）間の往復のみを計上して下さい。バルカン域内の移動に係る航空賃はJICAバルカン事務所から別途支給します。また、モルドバ及びフランスにはセルビア派遣時に必要に応じてベオグラードから往復することとし、航空賃はバルカン域内の移動と同様に取り扱います。

(2) 戦争特約保険料

適用外

(3) 一般管理費等の上限加算

適用外

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

特になし

③ 便宜供与内容

JICAバルカン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要に応じて手配

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じて手配

カ) 執務スペースの提供

必要に応じて事務所内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

案件基本情報

セルビア：ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業

http://www.jica.go.jp/press/2011/20111124_01.html

ボスニア：ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設事業

http://www.jica.go.jp/press/2009/20091020_02.html

アルバニア：ティラナ首都圏下水道整備事業

<http://www.jica.go.jp/press/archives/jbic/autocontents/japanese/news/2008/000120/>

モルドバ：医療サービス改善事業

http://www.jica.go.jp/press/2013/20130628_01.html

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上